

四日市市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、次のとおりふるさと応援寄附金の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和5年3月15日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称、所在地	
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町2番4号
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリームズンハウス

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

ふるさと応援寄附金

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(政策推進部広報マーケティング課)